

## 本会議における質疑について

## 【試行案】

○大綱質疑は、委員会審議とすみ分けることを重視し、より大綱的な質疑を中心に行うため、2月、8月定例会については、会派を代表して行う「代表質問」の場と「その他大綱質疑」の場を区別して設け、代表質問ののち、その他大綱質疑を行う。なお、代表質問については、予算・決算議案に限り総括的な質疑を行うこととする。

※予算・決算議案…予算・決算審査特別委員会に付託予定議案

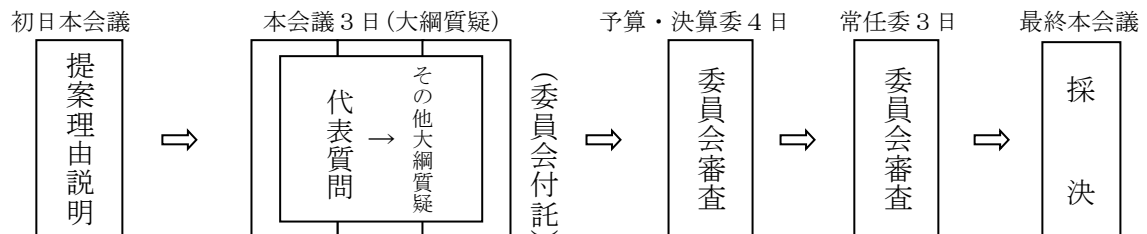
※同一議員が、代表質問とその他大綱質疑の両方を行うことは不可とする。

※2日目の議運では、代表質問・その他大綱質疑ごとに発言者名・発言予定時間を通告する。

|      | 代表質問  | その他大綱質疑  |
|------|---|--|
| 人数制限 | 各会派から1名   | なし   |
| 持ち時間 | 会派は <b>20分</b> ×会派構成議員数以内、会派に属さない議員は <b>20分</b> 以内<br>※ただし答弁時間を含む |  |
| 質疑順序 | 所属議員の多い会派順<br>※所属議員が同数の会派があるときは、議運で協議して順序を決定                      | 会派(所属議員の多い順)、会派に属さない議員の順<br>※2巡目以降これを繰り返す                                      |
| 発言方法 | 全て一括質問・一括答弁方式   | 下記①、②、③の選択制<br>①全て一括質疑質問・一括答弁方式<br>②全て一問一答方式<br>③1回目一括質疑質問・一括答弁方式、2回目以降は一問一答方式 |
| 発言回数 | 原則3回までとする<br>それ以降は議長の許可を得る  | 制限なし   |

○5月、11月定例会は、これまでどおりの審議方法（議案質疑・一般質問）とする。

## &lt;2月、8月定例会イメージ&gt;



## &lt;5月、11月定例会（現行どおり）&gt;

